

6. リスク管理体制について

(1) 主要な論点

化学物質等の管理に関し、チェック&レビューによる自主管理を基本としつつも、自主管理を誤ると重大な被害を生むような化学物質等については法令の枠組の中で管理を進める等、バランスのとれた方策はどのようにして推進すべきか。

論点1: 規制と自主管理のバランスのとれたリスク管理の在り方とはどうあるべきか

自主管理によるリスク管理と法的枠組による管理は、それぞれどのように位置付けられ、どのように組み合わせるのが最も合理的なのか。(化審法と化管法の役割分担等)

論点2: サプライチェーンの各段階でリスク管理を進めるに当たりどのような仕組みが必要か

リスクを削減していくためには、サプライチェーン全体で化学物質を管理していくことが重要であるが、各段階での役割分担は如何にあるべきか。また、化学物質の加工・使用事業者によるリスク管理を促進するためには、どのような仕組みや枠組の下で進めるべきなのか。

論点3: 事業者によるリスク評価・管理を促進するためにはサプライチェーン上でどのような情報をどのような方法で伝達すべきなのか

事業者自らがリスク評価・管理を行う上でどのような情報が必要で、それらをサプライチェーン上で共有するための仕組みは具体的にどうあるべきか。

(2) 現状認識及び今後の方向性（審議資料関連部分：p. 5-1～5-23）

（規制と自主管理のバランスの取れたリスク管理の在り方）

ライフサイクル全体を見据えた場合、リスクには様々な態様が存在することから、製造工程におけるリスク管理や製品に含まれる化学物質のリスク管理等、リスク評価・管理の対象毎に様々な手法が検討されている。我が国においても、個別規制法に基づく規制的手法や、レスポンスブル・ケア等に基づく自主管理的手法による安全確保の取り組みが展開されている。

リスク管理を実践するに当たっては、我が国全体・固定発生源・地域・製品といったレベル毎のリスク評価結果を踏まえ、リスク評価実施者が具体的に対処すべき優先順位を明確にし、優先順位に基づく管理手法を検討していくべきである。

その際、規制と自主管理の特徴を活かして、リスクの大小に応じた枠組みや事業者による創意工夫発現を支援・促進する枠組みを、社会的・経済的な観点も考慮しつつ、規制的又は自主的双方の観点から、構築すべきである。なお、自主管理については、特に、その充実・強化に努める必要があるが、その自主管理の進捗状況を第三者が把握出来るような仕組みも設けるといった組合せについても検討に値すると思われる。

また、リスク削減手法の検討に当たっては、削減効果と必要なコストとの見合いを考慮しつつ、安易な物質代替による新たなリスク発生を起ささないよう、手法の妥当性についても考慮する必要がある。

(サプライチェーン上におけるリスク評価・管理の推進)

リスク評価を行うに当たっては、サプライチェーン上での化学物質の使用実態や暴露関連情報についての情報も必要となるが、これらについては従前十分に把握されていないのが実情である。一方、海外においては、製造者のみならず使用者までを適用範囲とする米国TSCAでのSNUR（重要新規利用規則）や、暴露シナリオやリスク削減措置を含む欧州REACHでのCSR（化学的安全性レポート）といったサプライチェーンに亘る管理を規制的に導入していかうとする例も存在している。

ライフサイクル全般に亘って化学物質の安全性確保を目指すというリスクベースでの管理を一層強化していくに際しては、製造・輸入事業者のみならず、サプライチェーン上の使用・加工事業者も必要な情報を提供し、リスク評価・管理にも関与していく仕組みが重要となる。

このためには、現行MSDS制度の充実・強化を進め、サプライチェーンで、川上からハザード情報をMSDSにより提供し、川中・川下からはリスク評価のための用途情報や暴露関連情報を収集していくといった協力及び情報共有体制を構築していくことも必要である。

また、サプライチェーン上での事業者レベルのリスク評価は、それぞれの事業者が行うことを基本としつつも、情報提供等の川上／川中／川下事業者間の役割分担については、個別のサプライチェーンの実態に合わせた形で、関係者間での明確化を図ることが必要である。各事業者間での健全な事業活動とサプライチェーン上のリスク評価・管理の促進を両立するためには、役割分担の考え方の提示等行政による環境整備も重要である。

なお、サプライチェーン上の個々の事業者によるリスク評価を推進する上で、共通基盤的要素については、例えば、標準化された暴露シナリオや簡易リスク評価手法等の基盤ツールの整備について更に強化していくとともに、業種や用途に応じた配慮を行い、中小企業を含めた広範囲な事業者が利用出来るようなツールの開発を行うことが必要である。

7. 国際動向や国際協力への的確な対応について

(1) 主要な論点

東アジア域内における化学物質に係る貿易が拡大傾向にある中、国際協力の観点からの東アジアにおける化学物質管理の能力構築に向けた課題は何か。

論点1: 東アジアにおける優先的課題は何か。

日本と東アジアの貿易・投資関係が拡大する中、東アジアにおける化学物質管理を巡る今後取り組むべき課題は何か。特にSAICMの採択を受けて開発途上国の化学物質管理能力構築支援として優先的に取り組むべき課題はどのようなものであり、如何にして実現していくべきか。

(2) 現状認識及び今後の方向性（審議資料関連部分：p. 7-1～7-16）

（東アジア域内での共存・共栄に向けた国際協力の推進）

化学品分野における日本と世界との貿易関係は急速に拡大しており、輸出ではASEANを除く東アジア（中国・香港、韓国、台湾）が、輸入ではアジア全体の伸びが大きくなっている。また、化学産業の対外直接投資に関し、アジアについては相対的には小規模な投資案件が多いとはいえ、件数ベースでは全体の5割以上を占めている。

化学産業以外の製造業による対外直接投資も同様の傾向にあり、自動車産業や電気電子産業と言ったユーザー産業のアジア展開と国際分業の進展に伴い、化学品の取引の拡大、アジア域内での貿易も活発化している等、我が国の貿易相手国・地域としての東アジアの重要性は益々高まっている³⁰。

今後とも、東アジア各国を重要な貿易パートナーとして位置付け、この域内で共存・共栄していくためには、我が国は、アジア域内の持続可能な発展に貢献していくという観点の下、産業界とも連携して、東アジア地域における化学物質管理能力の向上を、従前以上に各国と協力して高めていかなければならない。

その際、ASEANにおける経済統合の動きも踏まえつつ、国によって考え方や制度が異なる点を配慮し、相手国が能力に見合った受入可能な支援やロードマップを描きつつ、共に持続的発展を図っていくことが重要である。

また、我が国産業界が国際的に展開しているサプライチェーン網でのBtoBベースでの対応も図りながら、各国の化学物質管理政策の実態把握と化学物質管理に係る我が国の歴史・経験に基づく優良事例等の方法論の共有化といった具体事例に基づく実践的な協力を進めるべきである。併せて、キャパシティビルディングの根本は当該国における人材育成であることから、国レベル・工業会レベル・企業レベルといった各層での人材交流を、人材育成のための基盤整備とともに、多面的に展開していくべきである。

また、先進各国と同様の化学物質審査制度等の導入を進めつつある国（中国等）に対しては、産業界との関係においても特に重要性が高いことから、二国間政策対話といった政府レベルの関係強化に向けた取り組みを展開していくべきである。

³⁰SAICMでは開発途上国での化学物質管理能力向上を謳っているところ、欧州は率先してこれを展開しており、我が国としても長期的視野をもって対応を図る必要がある。

8. リスクコミュニケーションや人材育成について

(1) 主要な論点

化学物質管理を進める上で、不可欠なリスクコミュニケーションや人材の育成における課題は何か。

論点1: 今後、如何にして、リスクコミュニケーションを進めていくか。

リスクコミュニケーションに期待されている役割と、それを推進する上での留意点は何か。

論点2: 今後、如何にして、人材を育成していくか。

化学物質管理に必要とされる人材とはどのようなものか。人材育成に当たっての留意点は何か。

(2) 現状認識及び今後の方向性（審議資料関連部分：p. 8-1～8-9, 9-1～9-9）

（リスクコミュニケーションの特性を踏まえた効果の最大化）

化学物質のリスクコミュニケーションとは、化学物質に係る関係者（事業者、国民、NPO・NGO、行政等）が、それぞれの立場の違いを十分に認識しながら、リスクやその対策等に関する正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図り、理解と信頼の関係を築くためのものであり、リスク管理（リスクマネジメント）を進める上で重要な要素である。例えば、リスクコミュニケーションの実施により、企業にとっては、地域住民との信頼関係の構築、住民の問題意識を把握することによる効率的なリスク管理の実施、企業イメージの向上等が、地域住民にとっては、情報不足に起因する不安の払拭等の効果が期待される。

しかしながら、リスクコミュニケーションは、常に満足のいく結果をもたらすとは限らない。例えば、リスクコミュニケーションを実施する関係者間での信頼感や関心の有無によって、その結果は大きく異なるとも言われているが、これ以外にも、メディアの断片的な（時として不正確な）報道による影響、「リスク」という概念に対する理解不足、企業や行政等の参加メンバーにとってのリスクコミュニケーションの位置付け・目的や思惑の違い等が成否に関係する要因と指摘されている。

米国環境保護庁が1998年に取りまとめた「リスクコミュニケーションの7つの基本ルール」においては、①大衆を正当なパートナーとして受入れ、連携せよ、②注意深く計画を立て、その過程と結果について評価せよ、③人々が特に関心を持つ事項に耳を傾けよ、④正直、率直そして透明性を高めよ、⑤他の信頼できる人々や機関と協調し、協働せよ、⑥メディアのニーズに合わせよ、⑦いたわりの気持ちを持ちつつ、はっきり話し、情熱を込めよ、という7項目の基本的なルールが整理されているが、これらは、リスクコミュニケーションを実施する上での心構えとして、有意義な示唆を与えていると言えよう。

一般論としては、どのような分野・領域であれ、「リスク」を完全に排除すること、すなわち「ゼロ・リスク」を実現することは困難である。化学物質管理分野においても、このような「リスク」のそもそもの特性を理解した上で、これを最小化するための各種の方策を講ずることが必要であるが、関係者間での情報共有等透明性を高めた対応を取るためにも、リスクコミュニケーションの果たす役割は大きい。

なお、リスクコミュニケーションにおいては、関係者間のつながりを果たすコミュニケーターの役割も重要となる。客観的第三者としてのコミュニケーターには、大学等の教育関係者が担う場合が多いが、リスクコミュニケーションの効果を最大化するためには、コミュニケーターの適切な関与の下、上記の要因（リスク概念に対する理解不足、目的・思惑の相違、メディア影響等）や示唆を踏まえた上で、関係者間の問題意識を如何に共有化していくか、制約要因を如何に解消していくか、といった点を考慮しながら進めていくことが重要である。

（人材育成に向けた長期的戦略）

我が国における化学物質管理を更に推進していくためには、制度や枠組みの整備、実施体制の整備・強化とともに、ハザード評価や暴露・リスク評価手法の確立や知的基盤の整備が必要であり、そのためにも、実際にリスクの管理・削減等に取り組む人材を確保・育成していくことが不可欠である。また、リスク管理自体、企業の経営問題として対応していくことの重要性が増している。

一方、現状をみると、企業におけるリスク評価・リスク管理等を行う人材の不足が課題になっているのみならず、市民レベルや行政においても、リスクコミュニケーション等を推進すべき人材が不十分な状況にある。また、化学物質管理に関連する専門的分野のうち、実際にはリスク評価に限ってみても欧米に比べて人材育成の裾野を広げる余地³¹が残されており、とりわけ、毒性学については、教育システムを強化することが急務である。

従って、人材の確保・育成に向けては、中長期的な課題として、高等専門教育をはじめとする教育のあり方を見直すと共に、短期的には、化学物質管理組織体制の強化に努める国内外の企業や行政の事例を参考にしつつ、関係者各主体による人材の育成を積極的に進めることが必要である。

その際には、住民・企業・専門機関・行政等が連携して、訓練された人材が活躍できる場やポストを具体的に設定・拡大していくとともに、毒性やリスク評価の専門家、リスクコミュニケーションにおけるコミュニケーターといった社会的に重要な役割を果たす専門家の育成・強化に向けた教育体系、社会的評価を見直すことも重要である。

また、適切な化学物質管理を我が国全体で進展していくためには、専門家の育成のみならず、広く一般国民、特に若年層における理解を促進しておくことも重要である。このためには、例えば、GHSの普及・啓発の対象として初等教育場面の活用や、キッズページのような広報手段の整備による若年層段階での対応についても検討すべきである。

³¹ 疫学や生態影響学についても、同様との指摘がなされている。